

災害における被災者に対する使用水量の減免処理指針

平成 30 年 8 月 1 日

改正 令和元年 9 月 26 日

(目的)

第1条 本減免処理は、給水装置漏水による使用水量の減免処理基準(以下「基準」という。)第5条の規定により、同基準に定めのない事項を定めるものとする。

本指針は、災害により給水装置が破損したことにより発生した漏水について、被災者に対する使用水量の減免処理指針を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 災害により発生した漏水について、速やかに報告がなされた上、適切な処置が施されている使用者等について適用する。ただし、災害により受水タンクが破損した場合の漏水についても適用範囲内とする。

(減免水量)

第3条 災害による漏水の減免については、災害発生日の属する月の使用水量を次のとおり減免する事とする。

- (1) 受水タンク、配管等の破損による減免水量は100%とする。
- (2) 家屋等が半壊以上の場合は、使用水量は0立方メートルとし、水道料金を免除する。

(減免申請)

第4条 災害における使用水量の減免申請の手続きは、次によるものとする。

- (1) 使用者等が応急修理を行った場合は、工務課工務係の職員が確認した後、「災害における使用水量の減免申請書」(様式1)を提出するものとする。
- (2) 指定給水装置工事事業者が修理を行った場合は、「給水装置漏水報告書並びに修理完了届」を提出するものとする。

(減免申請期限)

第5条 減免申請期限は、災害発生日から3ヶ月以内とする。ただし、管理者の権限を行う市長が必要と認める場合はこの限りではない。

附 則

この指針は、平成30年8月1日より施行する。

附 則

この指針は、令和元年9月26日より施行する。